

## 愛川町保育料（利用者負担額）一覧表 2・3号認定子ども

各月初日の在籍児童が属する世帯の階層区分		保育料（利用者負担額）：月額					
階層	定義	第3号認定 （3歳未満児）		第2号認定 （3歳児）		第2号認定 （4歳以上児）	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法の規定による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	2,500 (0)	2,400 (0)	1,900 (0)	1,800 (0)	1,900 (0)	1,800 (0)
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯	6,800 (3,400)	6,600 (3,300)	5,200 (2,600)	5,100 (2,550)	5,200 (2,600)	5,100 (2,550)
C2	市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	5,000円未満	8,400 (4,200)	8,200 (4,100)	7,000 (3,500)	6,800 (3,400)	7,000 (3,500)
C3		5,000円以上 28,000円未満	9,200 (4,600)	9,000 (4,500)	8,100 (4,050)	7,900 (3,950)	8,100 (4,050)
C4		28,000円以上 48,600円未満	11,400 (5,700)	11,200 (5,600)	9,600 (4,800)	9,400 (4,700)	9,600 (4,800)
C5		48,600円以上 61,000円未満	14,000 (7,000)	13,700 (6,850)	12,400 (6,000)	12,100 (5,900)	12,400 (6,000)
C6		61,000円以上 73,000円未満	16,600 (8,300)	16,300 (8,150)	15,400 (6,000)	15,100 (5,900)	15,400 (6,000)
C7		73,000円以上 85,000円未満	19,400 (9,000)	19,000 (8,800)	18,400 (6,000)	18,000 (5,900)	18,400 (6,000)
C8		85,000円以上 97,000円未満	22,200	21,800	21,400	21,000	20,600
C9		97,000円以上 121,000円未満	27,400	26,900	22,800	22,400	21,800
C10		121,000円以上 145,000円未満	32,800	32,200	24,300	23,800	23,000
C11		145,000円以上 169,000円未満	38,200	37,500	25,800	25,300	24,200
C12		169,000円以上 191,000円未満	41,000	40,300	26,400	25,900	24,700
C13		191,000円以上 213,000円未満	43,800	43,000	27,000	26,500	25,200
C14		213,000円以上 235,000円未満	46,800	46,000	27,800	27,300	25,800
C15		235,000円以上 257,000円未満	49,800	48,900	28,600	28,100	26,400
C16		257,000円以上 279,000円未満	53,200	52,200	29,500	28,900	27,200
C17		279,000円以上 301,000円未満	56,800	55,800	30,400	29,800	28,000
C18		301,000円以上 349,000円未満	59,600	58,500	31,400	30,800	28,900
C19		349,000円以上 397,000円未満	62,200	61,100	32,200	31,600	29,800
C20		397,000円以上 465,000円未満	64,600	63,500	32,800	32,200	30,800
C21		465,000円以上	79,300	77,900	40,600	35,800	34,400

在宅障がい者を有する世帯、母子または父子のみで生活する世帯、そのほか町長が認める要保護世帯等については第1子を（ ）内に掲げる額、2子目以降は無料とする。

# 保育料（利用者負担額）の算定方法について



## ◇認定子ども園・小規模保育施設◇

- 保育料は、利用している施設にお支払いください。**
- 保育料は、原則として、お子さんの保護者である父母に課税された町民税額によって決まります。
- 保育料は、原則として、お子さんの保護者である父母に課税された町民税額と、お子さんの年齢（入所した年度の4月1日時点の年齢）のほか、保育必要量区分（保育標準時間・保育短時間）によって決まります。入所後、年度の途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。
- 町民税額については、住宅借入金等特別控除、寄付金控除、配当控除、外国税額控除取得控除等の税額控除は、保育料の算定上、控除がないものとして計算されます。
- 毎年9月に保育料を算定する課税年度の切り替えがあります。このため、4月分～8月分の保育料については、平成28年度の課税状況で算定し、9月分～翌年3月分の保育料については、平成29年度の課税状況により再算定します。
- 就学前のお子さんが複数人保育園・幼稚園等の施設に入所している場合には、2人目のお子さんは半額となり、3人目以降のお子さんは無料となります。  
現在、保育園に通うお子さんに、**私立幼稚園や福祉施設など、子育て支援課以外で入所申し込みをおこなった保育・福祉施設に通うお子さんがいる場合は在園証明書を提出してください。**（指定の用紙はございませんので、任意の用紙で結構です。）

### 保育料（利用者負担額）一覧表の見方

例えば・・・ 家族構成

・ 父	町民税所得割額	64,000円	}	合計	87,000円
・ 母	町民税所得割額	23,000円			

(1人目)・ A子さん 5歳 私立幼稚園在園 ※在園証明書の提出が必要です。

(2人目)・ B男さん 3歳 町立保育園在園 (半額)

(3人目)・ C美さん 2歳 小規模保育施設在園 (無料)

このような場合、保育料は町民税所得割額が87,000円でC8階層。

保育標準時間認定の場合では



B男 3歳 21,400円×1/2 = 10,700円

C美 2歳 22,200円× 0 = 0円

合計 = 10,700円

となります。



裏面あり